当該事業年度の掛金等の見込額の百分の五相当額から、当該金額のうち当該事業年度において既に払込みをした金額を控除した金額	三月二十日

第十一条の十の二の次に次の一条を加える。

（資金の運用の特例）

第十一条の十の三　地方公務員共済組合連合会は、総務大臣の定めるところにより、厚生年金保険給付調整積立金等資金（令第二十一条の三の規定により読み替えられた令第十六条第一項に規定する厚生年金保険給付調整積立金等資金をいう。）及び退職等年金給付調整積立金等資金（令第二十一条の三の規定により読み替えられた令第十六条第一項に規定する退職等年金給付調整積立金等資金をいう。）を、地方債又は地方公共団体金融機構の発行する債券の取得により運用するように努めなければならない。

第十一条の十一の見出しを「（厚生年金拠出金及び基礎年金拠出金に要する資金の交付）」に改め、同条中「第二十一条の二」を「第二十一条の二第一項」に、「市町村職員共済組合及び都市職員共済組合等」を「指定都市職員共済組合等」に改め、「以下この条」の下に「及び次条」を加え、「年金である給付」を「厚生年金保険給付」に改め、同条第一号中「長期給付に要する費用（基礎年金拠出金に係る負担に要する費用並びに長期給付及び基礎年金拠出金の負担」を「厚生年金拠出金の負担に要する費用並びに厚生年金保険給付並びに厚生年金拠出金及び基礎年金拠出金の負担」に、「第百十三条第四項」を「第百十三条第五項」に改め、同条第二号中「長期経理」を「厚生年金保険経理」に改める。

第十一条の十二を次のように改める。

（退職等年金給付に要する資金の交付）

第十一条の十二　令第二十一条の二第二項に規定する総務省令で定める資金の交付は、組合の請求に基づき、退職等年金給付の支給期月ごとの第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額（その額が零を下回る場合には、零とする。）に相当する額の当該事業年度の合計額について一括して行うものとする。

一　当該組合の当該支給期月における退職等年金給付に要する費用（退職等年金給付に係る組合の事務に要する費用（法第百十三条第五項の規定による地方公共団体の負担に係るものを除く。）を含む。）の見込額

二　当該組合の当該支給期月の前月の末日における退職等年金経理の資産の総額の見込額から当該経理の負債の総額の見込額を控除して得た額

第十一条の十二の次に次の二条を加える。

（総務大臣への報告）

第十一条の十二の二　地方公務員共済組合連合会は、法第百十三条第一項の規定に基づき、退職等年金給付に要する費用について算定（同項後段に規定する再計算を含む。）を行つたときには、総務大臣の定めるところにより、総務大臣に報告しなければならない。

（財政調整拠出金の拠出）

第十一条の十二の三　地方公務員共済組合連合会は、総務大臣の定めるところにより、令第三十条の六第一項に規定する地方の厚生年金保険給付概算財政調整拠出金の額を厚生年金保険法第三十六条第三項に規定する支払期月に拠出することとする。

2　前項の規定は、法第百十六条の三第一項（第四号に係る部分に限る。）の規定による国家公務員共済組合連合会に対する財政調整拠出金の拠出について準用する。この場合において、前項中「令第三十条の六第一項」とあるのは「令第三十条の六第四項により読み替えられた同条第一項」と、「地方の厚生年金保険給付概算財政調整拠出金の額」とあるのは「地方の退職等年金給付概算財政調整拠出金の額」と、「厚生年金保険法第三十六条第三項に規定する支払期月」とあるのは「法第七十八条第四項に規定する支給期月」と読み替えるものとする。

相当する金額	一月末日

第十一条の十三を次のように改める。

（厚生年金拠出金に係る負担）

第十一条の十三　厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政令第百十号）第四条の二の十三第一項の規定により組合（指定都市職員共済組合等にあつては、市町村連合会。次項において同じ。）が当該事業年度において負担すべきこととなる金額は、同令第四条の二の十一第一項又は第四項の規定により地方公務員共済組合連合会が政府に納付する概算拠出金の額を当該事業年度における地方公務員共済組合連合会に係る拠出金の額とみなして同令第四条の二の十三の規定の例により算定するものとする。

2　前項の規定により組合が負担すべきこととなる金額の支払その他必要な事項については、総務大臣の定めるところによる。

第十一条の十三の次に次の三条を加える。

（厚生年金拠出金に係る負担額の算定に係る率）

第十一条の十三の二　厚生年金保険法施行令第四条の二の十三第二項第一号に掲げる率は、総務大臣の定めるところにより、同号に規定する除して得た率とする。

第十一条の十三の三　厚生年金保険法施行令第四条の二の十三第三項第一号に掲げる率は、総務大臣の定めるところにより、組合（指定都市職員共済組合等にあつては、市町村連合会。以下この条において同じ。）又は地方公務員共済組合連合会ごとに、当該事業年度の前事業年度の末日における同号に規定する実施機関の積立金額を、当該事業年度の前事業年度の末日における組合及び地方公務員共済組合連合会の実施機関の積立金額の総額で除して得た率とする。

第十一条の十三の四　厚生年金保険法施行令第八条の八第二項第一号に掲げる率は、総務大臣の定めるところにより、同号に規定する除して得た率とする。

第十一条の十四第一項を次のように改める。

国民年金法施行令第十一条の六の規定により組合（指定都市職員共済組合等にあつては、市町村連合会）が毎年度において負担すべきこととなる金額は、国民年金法第九十四条の二第二項の規定により地方公務員共済組合連合会が納付することとなる基礎年金拠出金の額に当該事業年度における全ての組合の第三号厚生年金被保険者（厚生年金保険法第二条の五第一項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者をいう。以下同じ。）の厚生年金保険標準報酬等合計額（標準報酬月額（厚生年金保険法第二十条第一項に規定する標準報酬月額をいう。以下同じ。）及び標準賞与額（厚生年金保険法第二十四条の四第一項に規定する標準賞与額をいう。以下同じ。）の総額に対する当該組合の第三号厚生年金被保険者の厚生年金保険標準報酬等合計額の総額（市町村連合会にあつては、全ての指定都市職員共済組合等の第三号厚生年金被保険者の厚生年金保険標準報酬等合計額の総額）の割合を乗じて算定するものとする。

第十一条の十四第二項中「市町村職員共済組合及び都市職員共済組合」を「指定都市職員共済組合等」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（厚生年金交付金の交付）

第十一条の十四の二　厚生年金保険法施行令第四条の二の七の規定により地方公務員共済組合連合会が当該事業年度において組合（指定都市職員共済組合等にあつては、市町村連合会。次項において同じ。）に交付すべきこととなる金額は、同令第四条の二の五第一項又は第四項の規定により政府が地方公務員共済組合連合会に交付する交付金の見込額を当該事業年度における組合に対する交付金の額とみなして同令第四条の二の七の規定の例により算定するものとする。

2　前項の規定により組合に交付すべきこととなる金額の支払その他必要な事項については、総務大臣の定めるところによる。

第十一条の十五第一項中「市町村職員共済組合及び都市職員共済組合」を「指定都市職員共済組合等」に、「組合員の長期給付に係る標準給与」を「第三号厚生年金被保険者の厚生年金保険標準報酬等合計額」に改め、同条第二項中「市町村職員共済組合及び都市職員共済組合等」に改める。